

議案第26号

つくば市職員の修学部分休業に関する条例及びつくば市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年2月21日

つくば市長 市原健一

つくば市職員の修学部分休業に関する条例及びつくば市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

(つくば市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第1条 つくば市職員の修学部分休業に関する条例(平成17年つくば市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「法第26条の2第1項の」の次に「修学に必要なと認められる期間として」を加える。

第3条中「給料の月額」の次に「(給料の調整額を含む。)」を加え、「8」を「7.75」に改める。

(つくば市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第2条 つくば市職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年つくば市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「条例で定める期間」を「高年齢として条例で定める年齢」に、

「5年」を「55歳」に改める。

第3条中「給料の月額」の次に「(給料の調整額を含む。)」を加え、「8」を「7.75」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。